

# 令和6年度 西宮市指定障害児通 所支援事業所等集団 指導

西宮市法人指導課



# 目次:

---

1. 指導監査について
2. 身体拘束の適正化について
3. 虐待防止のための取組
4. 衛生管理
5. 業務継続計画の作成について
6. 3つの公表義務について



# 集団指導に関する質問の受付について



①左のURLを読込むと、集団指導に係る西宮市HPに繋がります。

②掲載されている「アンケートフォーム」から、ご質問をおよせください。

※アンケートの回答項目内に、質問(自由記入)を設けております。

本集団指導は、兵庫県と共催にて実施する障害福祉サービス事業者向け事業者説明会を補足する内容となっております。

県共催事業者説明会についても、必ず確認をお願いします。



# ①指導監査について

---



指導とは...周知徹底のために実施するもの

---

運営

人員

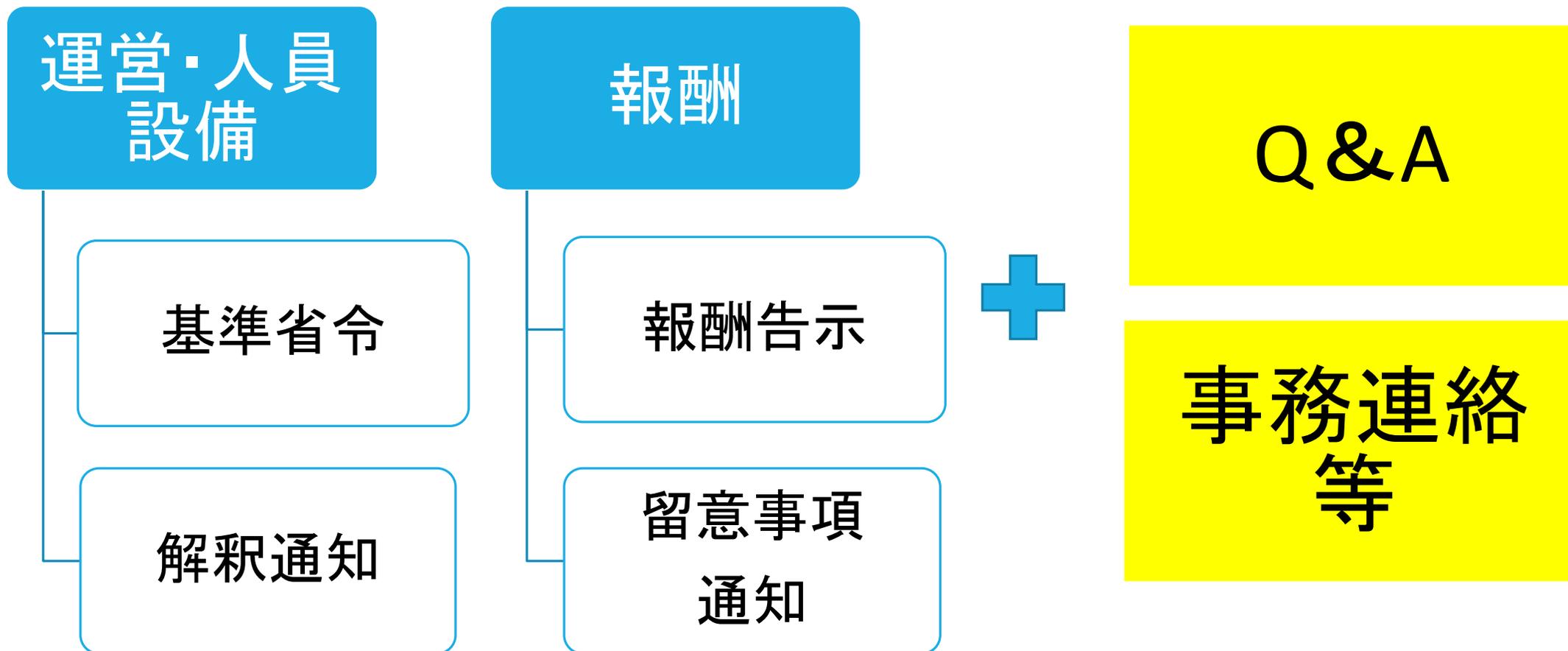
報酬

設備

※障害児通所給付費等

※指定基準の取り扱い





# 例えば・・・

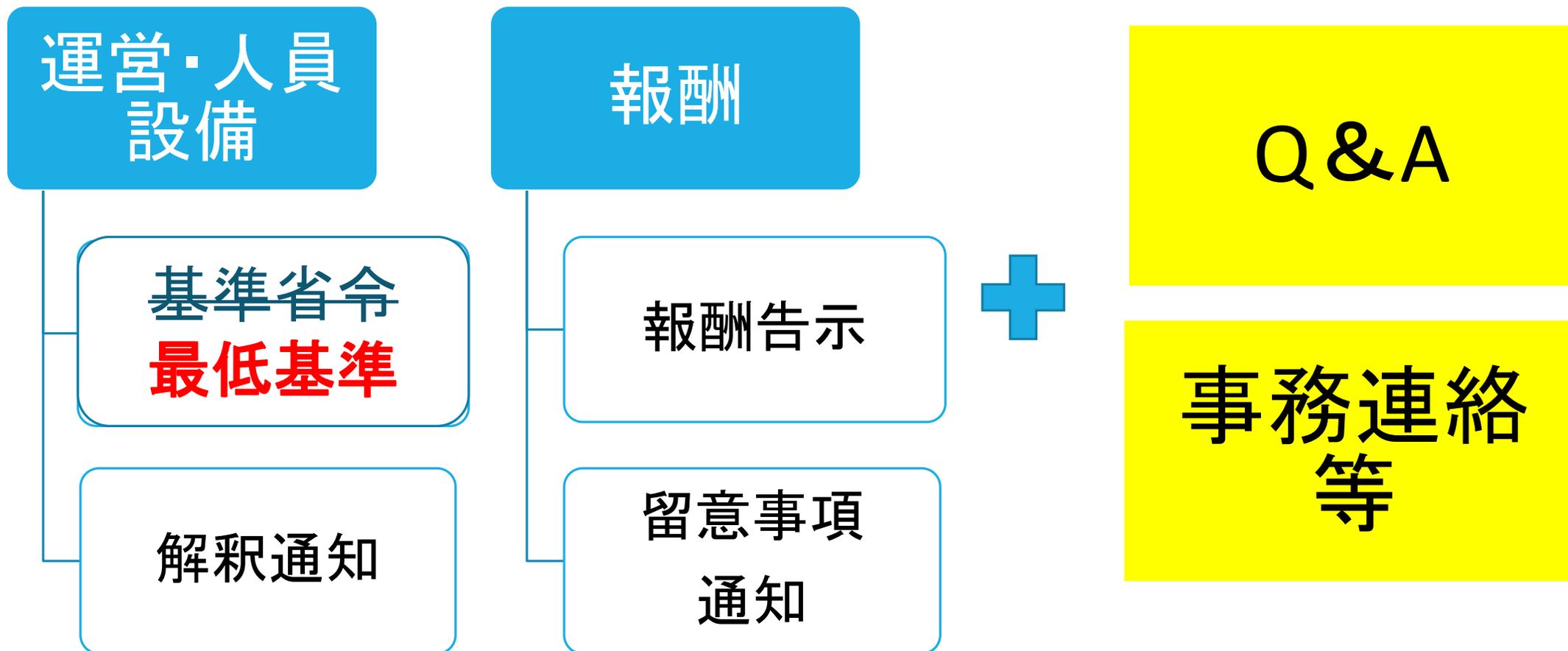
## 〈基準省令〉

第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない

より深く理解できる  
詳細が示されて  
います。

## 〈解釈通知〉

基準第5条第8項 指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならない。職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員とはことなる者でなければならない



# 指定基準や報酬に関する関連通知の 主なもの

---

- ・「障害児通所支援における定員超過利用減算の取り扱いについて」
- ・「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」
- ・「放課後等デイサービス(児童発達支援、保育所等訪問支援)ガイドライン」
- ・「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」 等





メールアドレスを変更した際は、必ず法人指導課に届けて  
いただくようお願いいたします。

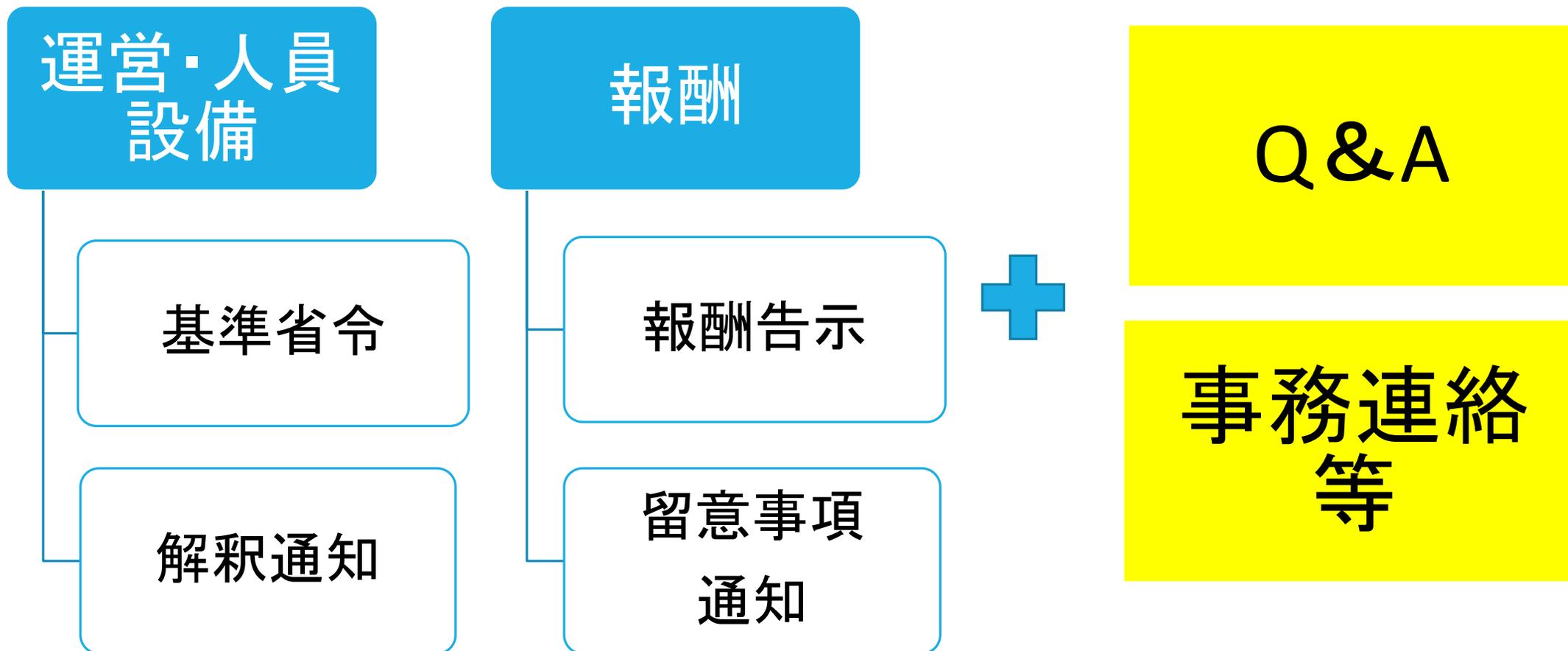


# その他、主に遵守すべき法令・・・

---

- 労働基準法
- 消防法
- 食品衛生法
- 障害者虐待防止法





# 集団指導と運営指導

| 指導   | 対象     | 頻度      | 形式  | 内容   |
|------|--------|---------|---|--|
| 集団指導 | 全事業所   | 年1回     | <ul style="list-style-type: none"><li>・講習等</li><li>・オンライン等の活用</li><li>・動画配信</li><li>・資料掲載</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者全体のレベルアップ</li><li>・趣旨・目的の周知</li><li>・理解の促進</li><li>・過誤・不正請求の防止</li></ul> |
| 運営指導 | 個々の事業所 | 概ね3年に1回 | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地訪問<br/>(内容によってはオンラインも可)</li></ul>                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・サービスの質の確保と向上</li><li>・適正な報酬の請求</li></ul>                                    |



# 運営指導までの流れ



※1週間前までに



# 運営指導当日の流れ

運営処  
遇

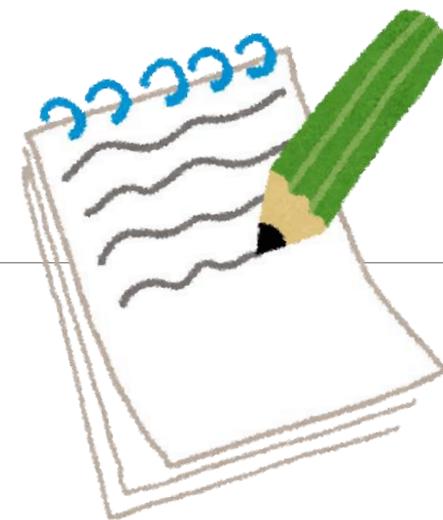
- 見学
- ヒアリング

報酬・人  
員等

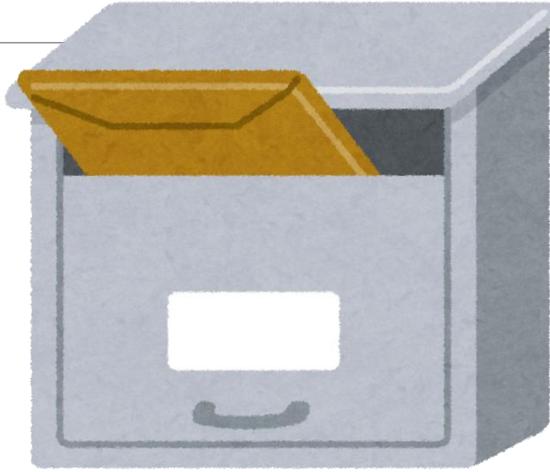
- 書類の確認
- ヒアリング

結果講評

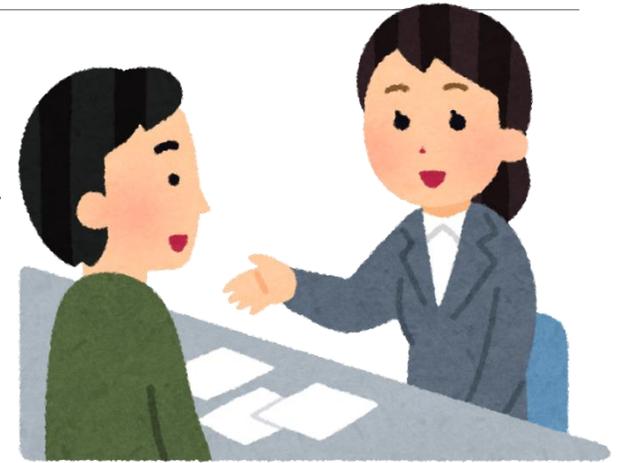
- よかった点
- 改善すべき点



# 運営指導後の流れ



文書で結果を通知  
(約1か月後)



改善状況の報告を提出  
(通知後45日後を目処に)

※著しい基準違反や給付費の不正請求が疑われる場合は、運営指導を**監査**に切り替えることがあります。



# 監査とは...

---

基準違反・不正・不当に対し  
公正かつ適切な措置を取ることを主眼に  
行う

原則「無通知(抜き打ち)」により実施  
複数回にわたり実施する場合がある



# 監査におけるNG行為

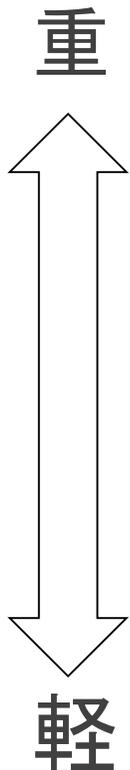
1. 市に命じられた報告、帳簿書類、その他物件の提出・提示に**応じない**
2. **虚偽**の報告、帳簿書類、その他の物件の提出・提示を行う
3. 市からの出頭要請や質問に**応じなかったり**、**虚偽**の答弁を行ったりする
4. 市の立ち入りや検査を**拒否、妨害、忌避**する

**※児童福祉法に基づく行政処分の対象になります※**



# 行政処分<sup>の</sup>3つの措置

## ア 行政上の措置



|                |  |
|----------------|--|
| 指定取消           | 指定事業所ごとの指定事業者の効力を取り消す<br>※指定取消事由に関与した管理者や法人代表等は欠格該当者となります。 |
| 効力停止           | 指定事業所ごとに指定事業者の効力を一定期間全部または一部停止する                           |
| 改善命令           | 改善勧告に従わなかった場合に改善するよう命じる                                    |
| 改善勧告<br>(行政指導) | 基準違反事項について、改善を講じるよう勧告する                                    |



# 行政処分の3つの措置

---

## イ 経済的な措置

【不正請求額＋不正請求額×0.4(40%の加算金)】を返還していただく。

## ウ 公表

- ・行政処分を行った場合、その内容を公表します。
- ・改善報告を受けたにもかかわらず、期限内に改善を講じなかった場合、その旨を公表することがあります。



## 適切な運営のもとで療育を提供するために...

- ① 指定基準や報酬請求要件を正しく理解するために、【指定基準】【解釈通知】【報酬告示】【留意事項通知】、【障害福祉サービスQ&A】を確認してください。
- ② ①にて疑問がある場合は行政に問い合わせしてください。

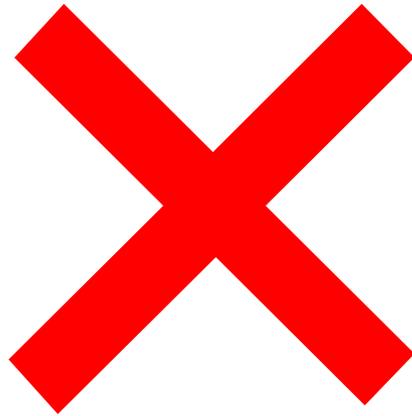


## 過去の不適切事例①

---

加算の算定事務を担当しているAさん。ある加算に関する要件が分からず、別の事業所のBさんに聞いた内容では、要件を満たしていたため、Aさんは加算を請求しました。





運営指導で要件を満たしていないことが判明し、多額の報酬返還が生じたことになりました。

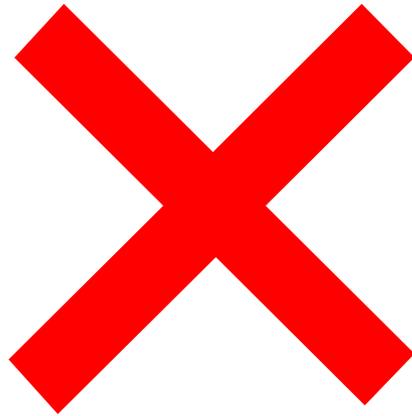
**「噂」や「知り合いからの話」を鵜呑みにせず、各事業所が責任をもって、算定要件を理解しましょう！**

## 過去の不適切事例②

---

今まで報酬請求を担当していたAさんが退職し、Cさんがその役割を引き継ぎました。Aさんが残っていた資料を基に、先月と同様の内容で報酬の請求処理を行いました。





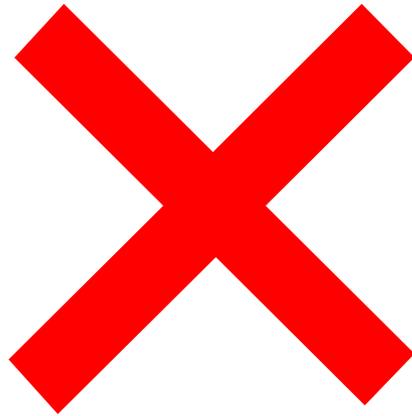
児童指導員等加配加算などの人員配置に関する加算の要件を満たしておらず、多額の報酬返還が発生してしまいました。

**報酬請求する際は、加算等の要件を満たしているか必ず毎月確認してください！**

## 過去の不適切事例③

---

太郎君が利用予定日に急病で欠席したため、相談援助を行いました。ところが、Dさんは、相談援助の記録や欠席連絡に関する記録を残していませんでした。



欠席時対応加算の算定要件を満たしていないため、報酬返還が発生してしまいました。

**指定基準や報酬要件を満たしたかを証明できなければ、返還となる恐れがあります。必ず記録を残して下さい！**

主な指摘事項の項目に関しては、  
『運営指導における主な指摘事項について(障害児  
通所支援事業)』をご一読下さい。

---

